

令和元年7月19日

施術者各位

静岡県農業団体健康保険組合

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する  
支払い方法の変更について

平素は当健康保険組合の事業運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師（以下、「施術者」と言う）の施術に係る療養費について、平成31年1月から厚生労働省による受領委任払いの制度（※1）が導入されることとなり、健保組合がこの制度に参加するか否かを含め、組合会で審議を行い、今後のあはき療養費の支払い方法を決議することとされました。

当健保組合において、第195回組合会で審議を行った結果、従来の支払い方法「代理受領払い」から、「償還払い」（※3）へ移行する決定とされました。

つきましては令和元年9月施術分からを対象とし取り扱いを変更いたしますので、ご案内申し上げます。またこれに伴い当健保組合が従来行っておりました「代理受領払い」（※2）は、同制度導入後に廃止となります。

なお、令和元年9月施術分以降の療養費支給申請について、施術者等からの申請があったものは、償還払い（全額自己負担の領収書（原本）等の添付）の手続きでの再申請が必要となるため、委任した被保険者へ申請書を返却させていただきます。

また、申請書及び必要な添付文書等は平成30年6月20日付け保医発0620第1号に基づくものをご使用頂き、施術内容証明欄に証明を頂きますようお願い申し上げます。

※健康保険組合のあはき療養費の支払い方法は、健康保険組合連合会のホームページからもご確認いただけます。（<https://www.kenporen.com>）

（※1）受領委任払い（受領委任の取扱規程 保発0612 第2号平成30年6月12日）

患者は一部負担額を施術所で支払い、療養費支給申請書に請求委任の署名をする。施術者等と健保組合は受領委任規程に則り事務の取扱いを行い、療養費は施術者等に支給されるもの

（※2）代理受領払い

患者と施術者等の契約による委任請求に基づき、療養費は施術者等に支給されるもの ※廃止

（※3）償還払い（健康保険法第87条 健康保険法施行規則第66条）

患者は施術料全額を施術所で支払い、療養費は被保険者等からの申請と領収書原本等の提出に基づき被保険者または患者に支給されるもの ※法令上支払い方法の原則

-----お問い合わせ-----

静岡県農業団体健康保険組合 業務課 ☎054-282-1416